## 【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援】

- 第3次犯罪被害者等基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、その中でも、性犯罪は、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすいことから、その支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境整備等が掲げられました。これを踏まえ、資料に掲げております取組等を行っているところであります。
- 〇 性犯罪被害者が相談しやすい環境の整備について

警察では、性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、平成29年度から新規に予算措置を行い、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を導入しております。ハートさんにつきましては、昨年4月から、全ての都道府県警察において24時間運用を開始しており、更に、昨年7月には、ハートさんを通じてつながる各都道府県警察の性犯罪被害相談電話の無料化(フリーダイヤル導入)を実現しております。このハートさんの国民への更なる周知を図るため、政府広報と連携した取組を進めているほか、令和元年度予算において必要経費を確保するなどしてハートさんの広報・啓発の推進に努めているところです。

また、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進しております。

このほか、犯罪被害者のプライバシー保護等に配意しながら必要な事情聴取等を行えるよう、被害者支援用車両や相談 室を積極的に活用しております。

○ 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実について

臨床心理士資格等を有する警察部内のカウンセラーの配置を促進しており、昨年4月現在、44都道府県(前年度比+4県)において、166名(前年度比+31名)の警察部内カウンセラーが配置されております。また、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した場合のカウンセリング費用を公費で負担する制度を、全ての都道府県警察で整備しており、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう、都道府県警察に対して指導しております。

〇 性犯罪被害者の医療費等の負担軽減について

緊急避妊に要する経費、初診料、診断書料、性感染症等の 検査に関する経費等を都道府県警察に補助しており、都道府 県警察では、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被 害者の精神的・経済的負担の軽減を図っております(同経費 のうち、初診料、診断書料等については男性被害者にも適用)。

○ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取について 性犯罪は、被害が潜在化することが多いことに加え、捜査 により被害者に大きな精神的負担を与え得ることから、その 特徴等を踏まえた捜査を推進することが重要です。

警察においては、性犯罪被害者の身体等から微物や体液等の証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キット等を各警察署に整備しているところですが、性犯罪被害者が警察へ届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が診療時に証拠を採取するための性犯罪証拠採取キットの整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等に係る取組を推進しています。

# 〇 警察官等に対する研修の実施

捜査や支援の過程において、性犯罪被害者の人権や心情に配慮した適切な対応がなされるよう、各都道府県警察の性犯 罪捜査担当者や被害者支援担当者に対する研修等を行ってい ます。一例を挙げますと、昨年には、性犯罪捜査担当者への研修において、臨床心理士や精神科医、産婦人科医の方から、性犯罪に直面した被害者が陥る心理状況等について講義をしていただいたほか、実際に性犯罪被害に遭われた方からも、被害者の心理に関する講義をしていただいたところです。同研修においては、男性の性犯罪被害者の心情に配意した対応要領や性的マイノリティへの理解に関するカリキュラムも行っています。

このほか、都道府県における事例ですが、被害者支援担当者への研修において、泌尿器科医をお招きし、男性被害者に関する講義を実施するなど、被害が潜在化しやすい性犯罪の被害者の心情等に配意した適切な対応がなされるよう研修に努めております。

### 【外国人被害者】

○ 続いて、言語の壁等により、被害が潜在化しやすいと思料 される外国人被害者に向けた取組について御説明いたしま す。

## 〇 手引作成について

各都道府県警察では、警察及び関係機関・団体における被害者支援施策について、犯罪被害者等に情報提供するため、被害者の手引を作成しているところであり、都道府県警察の実情に応じて、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するなどの対応を行っています。

## 〇 相談体制の整備について

有名な観光地を管轄するなど外国人対応の機会が多い警察 署、交番等においては、外国人からの各種申出や相談に対応 できるよう、外国語による対応が可能な職員を配置するなど 体制の整備に努めています。

また、各都道府県警察本部において通訳人の運用を一元的に所管する部署においては、昼夜を問わず迅速かつ適切に通訳人の選任・手配等の運用を行うことができる体制を整備し

ており、事情聴取等の捜査過程や被害者の病院への付添い等 の支援に関する場面で活用されているところです。

- 他機関で実施している支援の情報提供について 都道府県警察において作成している外国語による被害者の 手引の中では、外国人を対象とした弁護士による法律相談な どの他機関で実施しております外国人向け被害者支援の内容 を紹介するなど、情報提供に努めています。
- ウェブサイトの充実について 従来、警察庁の英語版ウェブサイトにおいては、被害者支援に関する内容として、第3次犯罪被害者等基本計画及び令和元年版犯罪被害者白書の概要を掲載しておりました。一見して警察が具体的にどのような被害者支援を行っているか伝わりづらいところもありましたので、外国人被害者の方が目

的の情報へアクセスしやすいものとなるよう、レイアウトも

○ 以上御説明した取組等を推進することで、被害の潜在化し やすい犯罪被害者等の方々に配意したきめ細やかな支援を一 層推進してまいりたいと考えております。

含めて変更したところであります。